

2021年10月分

製造業特定技能外国人材相談窓口

Monthly FAQ

多く寄せられるご質問の解説

今月のテーマ

「業務区分（溶接）での従事について」

今月のテーマ 業務区分（溶接）での従事について

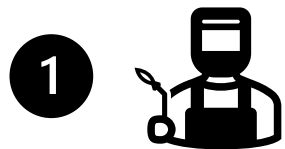
「溶接」職種で技能実習2号（実習先:製造3分野以外の事業所）を修了した外国人材が、特定技能外国人材として製造3分野の事業者で従事する場合、製造分野特定技能1号評価試験の合格が必要でしょうか。

外国人材に特定技能1号の業務区分（溶接）で従事していただく方法としては、以下の3パターンがあり、それぞれで従事可能な分野が異なります。なお、業務区分（溶接）があるのは、**経済産業省所管：製造3分野（①素形材産業/②産業機械製造業/③電気・電子情報関連産業）**、**国土交通省所管：④造船・船用工業**の4分野のみです。

 **建設分野には、業務区分（溶接）はございません。**

従事可能な特定産業分野

転職に際しての留意点



1

技能実習2号から移行
(手溶接または半自動溶接)
※実習実施者の分野は問いません



製造3分野
造船・船用工業
全て対象



○素形材産業



○産業機械製造業



○電気・電子情報関連産業



○造船・船用工業



製造3分野
造船・船用工業
4分野全てOK



2

造船・船用工業分野
特定技能1号試験合格



造船・船用工業
分野のみ



素形材産業



産業機械製造業



電気・電子情報関連産業

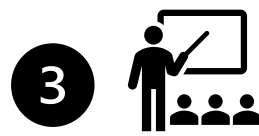


○造船・船用工業



製造3分野の
企業に転職するには・・・

「製造3分野」と「造船・船用工業」では特定技能1号評価試験の種類が異なるため、転職先の分野に対応する試験に合格することが条件です



3

製造分野
特定技能1号評価試験合格



製造3分野のみ



○素形材産業



○産業機械製造業



○電気・電子情報関連産業



造船・船用工業



造船・船用工業の
企業に転職するには・・・